

二本松市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 二本松市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、二本松市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、二本松市金色403番地1（二本松市役所内）に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 市有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関すること。
- (3) 地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 連携計画に基づく事業の実施に関すること。
- (6) 地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定にかかる協議に関すること。
- (7) 形成計画に基づく事業の実施に関すること。
- (8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要がある場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明もしくは意見を開くことができる。

5 会議は原則として公開する。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、二本松市総務部企画財政課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(監事及び監査)

第13条 協議会に監事を2名置く。

2 監事は、委員の中から会長が指名する。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受ける

ことができる。

- 2 前項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

- 第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

- 第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年10月8日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

- 2 第5条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成27年2月24日から施行する。

別表 (第4条関係)

(1)	市長
(2)	東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
(3)	福島県公安委員会が指名する者
(4)	道路管理者
(5)	一般旅客自動車運送事業者
(6)	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
(7)	住民又は利用者の代表
(8)	一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体
(9)	市長が必要と認める者